２０２５年5月２９日

企業会計基準委員会　御中

服部　隆　（CMA、ＣＩＩＡ）

実務対応報告公開草案第 70 号 「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」、に関して、以下コメント提出いたします。

◆質問１（実務上の取扱いに関する質問）
本公開草案で提案している会計処理に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。
【コメント】同意します。

◆質問 2（開示に関する質問）
本公開草案は、本公開草案の範囲では特段の開示を求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。
【コメント】同意します。

◆質問 3（適用時期等に関する質問）
本公開草案における適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。
【コメント】同意します。

◆質問４（現在検討されている制度変更の可能性への対応に関する質問）
現在検討されている制度変更の可能性への対応として(1)及び(2)の考え方に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。
【コメント】同意します。

◆質問５（その他）
その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。
【コメント】
今回、緊急性の観点から、発電事業者側の会計処理を対象外としたことには賛同します。

① ただし、経産省作成「発電事業者一覧」によると、発電事業者は１千数百社を超えており、広範に影響がないとまでは言えないことや、発電事業者は複数・多数の需要家との相対契約を締結していることが想定され、金額規模・重要性は需要家に比して大きい可能性も考えられます。そのため、供給サイドの会計処理方法が不透明で予見可能性が乏

しいことを理由として、我が国のカーボンニュートラル達成に有用な取引の拡大を阻害することがあってはならないことから、次のステップとして少なくとも開発に向けたリサーチに速やかに着手すべきと考えますが、いかがでしょうか。

② あるいは、発電事業者の会計処理は業種別の取扱いのため、貴委員会の管轄外と判断されているのでしょうか。
ただ、その場合であっても、日本公認会計士協会へ基準開発を丸投げするのではなく、少なくとも基本的な考え方の整理・すり合わせは事前に行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

③ また、発電事業者サイドの基準開発に着手されていない現時点においては、発電事業者が相対契約の経済的実質を財務諸表に適切に反映するために、差金決済のみに着目して徒にデリバティブ処理することはせず、契約の相手方である需要家とミラー・裏表となる会計処理（※）をすることについては、貴委員会として否定するものではない、との理解でよろしいでしょうか。

（※）例えば・・・
「供給家（発電事業者等）は、発電により生じた、非化石価値を引き渡す義務について、金額を合理的に見積ることが可能となった時点において、その義務が履行されたものとして収益計上を行う・・・」など。

以　上